

「CO₂フリー電気×新得町ふるさと納税」実施規約

1 対象となるお客さま

この「CO₂フリー電気×新得町ふるさと納税」実施規約（以下「この規約」といいます。）は、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

なお、この規約の適用は、7（適用期間）に定める適用期間につき、1 需給契約に対し 1 付帯契約といたします。

- (1) 当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約を契約し、かつ、7（適用期間）に定める適用期間を通じて当該需給契約を契約していること。
- (2) この規約と併用できない付帯契約要綱（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）の適用を受けていないこと。

2 実施規約の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この規約を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の「CO₂フリー電気×新得町ふるさと納税」実施規約によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この規約を変更する必要がある場合

ハ その他、この規約を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) この規約を変更する場合には、当社は、この規約の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみ

を、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 契約の申込み

- (1) お客さまが新たにこの規約による契約（以下「この契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめこの規約を承認のうえ、2025 年 1 月 31 日までに、当社が必要とする事項を明らかにして、インターネット上の当社所定のウェブサイトから当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

なお、当社は、新得町のふるさと納税の返礼品である「新得町産CO₂フリー電気」に係る寄附金受領証明書に記載された自治体発行整理番号（以下「自治体発行整理番号」といいます。）をお客さまに申し出ていただきます。

- (2) (1)の申込みは、2 以上のお客さまが同一の自治体発行整理番号により重複して申込みをすることはできません。また、1 つの自治体発行整理番号により複数の需要場所に対して申込みをすることはできません。

4 電源構成等

- (1) 当社は、この規約による電気の供給に先だち、この規約により供給する電気が、十勝新得バイオガス株式会社が北海道上川郡新得町で運営するバイオガスプラント発電所（以下「十勝新得バイオガスのバイオガス発電所」といいます。）から調達した電気に当社が北海道上川郡新得町で運営する水力発電所から発電された電気に付随する属性情報が付与された再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。ただし、計画外の発電所停止等により供給力が不足した場合等は、十勝新得バイオガスのバイオガス発電所以外から調達した電気に、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギーによる電気で構成いたします。
- (2) 当社は、この規約により供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況をお客さまにお知らせいたします。この場合、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

5 環境価値の提供

- (1) 当社は、この規約により供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより二酸化炭素排出量が零の価値を付加し、7（適用期間）に定める適用期間の1月間に限り供給するものとし、その供給する電気の電力量は、150 キロワット時といたします。
- (2) 7（適用期間）に定める適用期間において、当社が実際にこの規約により供給した再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより二酸化炭素排出量が零の価値を付加した電気の電力量は、当該適用期間における当社が指定する契約種別の需給契約に係る使用電力量と、150 キロワット時のいずれか小さい方の値といたします。

6 契約の成立および契約期間

- (1) この契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、この契約が成立した日から、7（適用期間）に定める適用期間の終期までといたします。
 - ロ この契約とあわせて契約する電気の需給契約に係るお客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

7 適 用 期 間

適用期間は、2025年3月の料金に係る計量期間等といたします。ただし、この契約が成立した日から適用期間開始の日までの期間が短い場合は、適用期間は、2025年4月の料金に係る計量期間等とすることがあります。

8 新得町産CO₂フリー電気の返礼

- (1) 当社は、7（適用期間）に定める適用期間における当社が指定する契約種別の需給契約に係る料金へ、新得町のふるさと納税の寄附金額に応じた返礼金額（寄附金額10,000円につき3,000円といたします。以下「対象返礼金額」といいます。）を充当して請求を行なうものといたします。
- (2) 当社は、7（適用期間）に定める適用期間における当社が指定する契約種別の需給契約に係る料金が対象返礼金額を下回った場合、その差額は、返礼いたしません。また、そ

の差額を翌月以降に繰り越して電気料金へ充当することはいたしません。

9 料 金

7（適用期間）に定める適用期間における当社が指定する契約種別の需給契約に係る料金は、当社が指定する契約種別の需給契約要綱によって料金として算定された金額に、次の環境価値相当額を加えたものといたします。

1 契約につき	1,000 円 00 銭
---------	--------------

10 契 約 の 廃 止

- (1) お客さまがこの契約を廃止しようとする場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。この場合、廃止期日は、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) (1)によりお客さまが当社にこの契約の廃止を通知された場合は、廃止期日にこの契約は消滅するものといたします。
- (3) (2)によりこの契約が消滅した場合は、消滅日前日時点で残存している対象返礼金額分の電気料金への充当を受ける権利は消滅するものといたします。

11 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについてこの契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
イ 1（対象となるお客さま）に定める要件を満たさなくなった場合
ロ お客さまがその他この規約に反した場合
- (2) (1)により当社がこの契約を解約した場合は、解約日にこの契約は消滅するものといたします。
- (3) (2)によりこの契約が消滅した場合は、消滅日前日時点で残存している対象返礼金額分の電気料金への充当を受ける権利は消滅するものといたします。

12 そ の 他

- (1) 当社は、非常変災等のやむをえない理由により、この規約による電気の供給の一部または全部を供給できない場合があります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。また、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) (1)の場合またはこの規約の適用状況その他により、当社は、この規約を終了する場合があります。この場合には、契約期間満了前であっても、お客さまにお知らせのうえ、

この契約を終了いたします。また、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) この規約に定めのない事項については、電気標準約款[低圧]および需給契約要綱に定めるところによるものといたします。